

福島県議会議長 佐藤 憲保 様

東日本大震災復旧復興対策
特別委員会調査報告書

平成23年10月20日

東日本大震災復旧復興対策特別委員長

加藤 貞夫

目 次

I 調査事件	-----	P 1
II 調査の経過	-----	P 1
III 調査結果	-----	P 2
1 委員会における議事等	-----	P 2
(1) 第1回委員会(H23. 5. 19)	-----	P 2
・付議事件及び設置期間の確認、理事会の設置		
(2) 第2回委員会(H23. 6. 13)	-----	P 2
・調査事項・調査計画の決定及び審議		
(3) 第3回委員会(H23. 6. 22)	-----	P 3
・審議及び委員間協議		
(4) 第4回委員会(H23. 7. 6)	-----	P 4
・委員間協議(中間報告)		
(5) 第5回委員会(H23. 7. 19)	-----	P 6
・審議		
(6) 第6回委員会(H23. 8. 8)	-----	P 7
・審議		
(7) 第7回委員会(H23. 10. 18)	-----	P 8
・審議		
(8) 第8回委員会(H23. 10. 19)	-----	P 9
・委員間協議(調査報告)		
2 復興計画への提言	-----	P 9
IV 東日本大震災復旧復興に向けて	-----	P 11
東日本大震災復旧復興対策特別委員会調査事項	-----	P 12
東日本大震災復旧復興対策特別委員会調査計画	-----	P 13

本委員会に付託された事件について調査した結果は、次のとおりである。

I 調査事件

【付議事件・調査事項等】

1 東日本大震災復旧復興対策について

(1) 地震、津波災害の復旧及び被災者支援並びに原子力災害被災者等支援の推進について

- ① 災害復旧の推進
- ② 被災者等の支援
- ③ 市町村の支援
- ④ 放射性物質汚染による被害者支援
- ⑤ 風評被害等による被害者支援
- ⑥ 原子力損害賠償

(2) 復興ビジョンについて

- ・復興ビジョン（案）（平成23年8月11日策定）

(3) 復興計画について

- ・復興計画（案）（平成23年12月末を目途に策定）

2 上記1に関連する事項

II 調査の経過

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地震、津波及び原子力災害は、本県に甚大かつ広範囲な被害をもたらし、全県民の生活に極めて深刻な影響を及ぼした。このため、本県がこの未曾有の大災害から復旧復興、再生するための対策について調査することを目的として、正副議長を除く全議員51名により5月19日に本委員会が設置され、同日第1回委員会を開催した。

第2回（6月13日）及び第3回（6月22日）の委員会においては、災害復旧や被災者支援等の現状、県の取組状況及び復興に当たって県が策定する福島県復興ビジョンについて説明を聴取し、質疑及び委員間協議を行った。その後、第4回（7月6日）の委員会において、復興ビジョンに反映させるべき意見について中間報告書を取りまとめ、6月定例会本会議において報告し、7月8日に知事に申入れを行った。

第5回（7月19日）及び第6回（8月8日）の委員会においては、パブリックコメントに付した福島県復興ビジョン（案）及び復旧復興の現状と今後の取組みについて説明を聴取し、質疑を行い、第7回（10月18日）の委員会においては、福島県復興計画の策定状況について説明を求めるとともに復旧復興対策全般について質疑を行い、第8回委員会（10月19日）において、福島県復興計画への提言を盛り込んだ調査報告書の取りまとめを行った。

地震、津波及び原子力災害の状況は、発災以降日々その深刻さを増し、復旧復興対策も時間の経過とともに新たな対応を求められていたことから、8回に及ぶ委員会を開催し、復旧復興の現状と課題、対策等について審議を行った。以下、各委員からの復旧復興に向けての主な意見等について各回毎に取りまとめた。

Ⅲ 調査結果

1 委員会における議事等

(1) 第1回委員会

- ・期 日：平成23年5月19日（木）
- ・議 事：付議事件及び設置期間の確認、理事会の設置

(2) 第2回委員会

- ・期 日：平成23年6月13日（月）
- ・議 事：(1) 調査事項（案）及び調査計画（案）について
(2) 付議事件（調査事項）の審議について
 - ① 地震、津波災害の復旧及び被災者支援並びに原子力災害被災者等支援の推進について（執行部説明・質疑）
 - ② 復興ビジョンについて（執行部説明・質疑）

<委員からの主な意見>

1 地震、津波災害の復旧及び被災者支援並びに原子力災害被災者等支援の推進について

(1) 災害復旧の推進

- ・放射性物質に汚染された災害廃棄物等の処理に迅速に対応すべき。
- ・耕作不能となった農地について、買上げや戸別所得補償等の措置を講ずべき。
- ・オフサイトセンターを早急に復旧させ、従前の場所に戻すべき。

(2) 被災者等の支援

- ・被災児童の心のケア、放射線低減化のための教育施設の整備、放射線量の低い地域での課外活動の実施等、教育環境の整備充実を図るべき。
- ・緊急時避難準備区域における救急医療体制を早急に復旧させるべき。
- ・障がい者及び高齢者に配慮した応急仮設住宅を建設すべき。
- ・被災者の中長期的な就労の場を確保すべき。

(3) 市町村の支援

- ・放射線低減化の取組みについて、市町村間で格差が出ないように対応すべき。

(4) 放射性物質汚染による被害者支援

- ・詳細なモニタリングの実施及びわかりやすい調査結果の公表を行うとともに、放射線に関する正しい知識の普及に努めるべき。
- ・県民健康管理調査については、市町村及び医療機関と連携し、適切に実施すべき。

(5) 風評被害等による被害者支援

- ・徹底した農産物の検査体制を確立するとともに、安全性をPRすべき。
- ・観光有料道路3路線を無料化し、観光客の誘致を図るべき。

(6) 原子力損害賠償

- ・全ての県民が被害者であり、全面賠償に向けた取組みを強化するとともに、賠償請求事務の円滑化に努めるべき。

2 復興ビジョンについて

- ・県内各界各層、特に双葉郡の意見を十分に反映させるべき。
- ・国のエネルギー政策や原発の在り方に対する本県の立場を明確にすべき。
- ・警戒区域におけるインフラ整備に関する計画等を示すべき。

(3) 第3回委員会

- ・期 日：平成23年6月22日（水）
- ・議 事：(1) 復興ビジョンについて（執行部説明・質疑）
(2) 復興ビジョンへの意見等について（委員間協議）

<委員からの主な意見>

1 地震、津波災害の復旧及び被災者支援並びに原子力災害被災者等支援の推進について

(1) 災害復旧の推進

- ・放射性物質を含む災害廃棄物等の処理について、国が基準を示すまでの間は県が早急に基準を示すべき。

(2) 被災者等の支援

- ・現行法あるいは国の制度では支援できない被災者に対しては、県が独自の制度を創設するなどにより対応すべき。
- ・応急仮設住宅における生活支援や商店の出店等、コミュニティの再生や活性化に対する支援を行うべき。

(3) 放射性物質汚染による被害者支援

- ・除染や健康管理等、子どもを放射線から守る施策を充実させるべき。
- ・放射線医療や原子力に関する一大研究拠点を設置するとともに、放射線に関する正しい知識の普及啓発に努めることにより、県民の健康管理を徹底すべき。

(4) 風評被害等による被害者支援

- ・農産物等の安全性を担保するための検査体制を構築し、安全性を積極的に周知すべき。

2 復興ビジョンについて

- ・県民が主人公であり、被災者が従前以上の生活を取り戻せるよう、県民の意見を十分尊重した計画とすべき。
- ・原発のあり方について、福島県総合計画との整合を図るべき。
- ・地域の雇用創出及びエネルギーの地産地消を図るため、再生可能エネルギーの開発を推進すべき。
- ・原子力損害賠償問題に全面的に取り組み、復興計画の基本に位置づけるべき。

(4) 第4回委員会

- ・期 日：平成23年7月6日（水）
- ・議 事：(1) 復興ビジョンへの意見等について（委員間協議）
(2) 中間報告書（案）について（委員間協議）

平成23年7月8日（6月定例会閉会后）に、復興ビジョンに対する意見について、議長に中間報告を行うとともに知事に申入れを行った。

〔中間報告・知事申入れ内容〕

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、地震による被害はもとより、津波により東日本の太平洋沿岸各地に甚大な被害を与え、さらに本県にあっては、いまだ収束に至らない原子力災害により、県民生活に深刻な影響を与え続けている。

本委員会は、全世界が注視する未曾有の地震、津波災害及び原子力災害を克服する本県独自の復旧復興、再生のための対策について調査するため5月19日に設置され、6月13日、22日及び7月6日に委員会を開き、これまでの関係当局の取り組み及び県復興ビジョンについて調査を行った。

本委員会の調査を通じて、早急に望まれることはまず原子力災害の収束であるが、同時に復興に向けて着実に前進していく必要があることから、次のとおり復興ビジョンに反映させるべき意見について中間の取りまとめを行ったので報告する。

1 基本理念

基本理念として掲げる項目は、次のとおりとすべきである。

- (1) これまでの原子力政策から脱却し、再生可能エネルギーの推進など新たなエネルギー政策を推進し、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり
- (2) ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興
- (3) 生命を大切にし、誇りあるふるさと再生・創造的復興の実現
- (4) 原子力災害の克服

2 主要施策

主要施策に、次の内容が盛り込まれるべきである。

(1) 緊急的対応及び原子力災害対応について

- 災害対応には、原子力のみならず「地震・津波災害」も含めること。
- 県土の放射線の除染を進め、長期にわたる県民の健康管理体制を整備すること。
- 市町村における権限拡充、財源及び人材の確保を図ること。
- 原子力災害における国及び事業者の責任を明確にし、原発事故による全損害を賠償させること。
- 復旧・復興及び原子力損害賠償に関する新たな特別法の制定を国に求めること。

(2) ふくしまの未来を見据えた対応について

- 教育の復興等による人づくり、基盤整備と地域づくり、雇用の確保、産業の振興、芸術文化・スポーツの振興を図ること。
- 被災者の生活再建を進め、ふるさとへの帰郷を実現すること。
- 住民、コミュニティ、行政の協働による復興を図ること。
- 多様なエネルギー源を組み合わせるなど新たなエネルギー政策を構築すること。
- 全県及び広域的な市町村における復興特区が設置されるようにすること。

3 復興ビジョンの策定にあたって

- 復興ビジョン決定までの段階において、市町村や団体等からの意見聴取を十分行うこと。
- 福島県長期総合計画の見直しについては、議会の議決を経るとともに、復興計画を盛り込んだ指標を作成し、年度目標を示すこと。
- 復興計画を、議会の議決事項とすることを今後検討すること。

(5) 第5回委員会

- ・期 日：平成23年7月19日（火）
- ・議 事：(1) パブリックコメントに付した復興ビジョンの内容について
（執行部説明）
(2) 復旧復興の現状について（質疑）

<委員からの主な意見>

1 地震、津波災害の復旧及び被災者支援並びに原子力災害被災者等支援の推進について

(1) 災害復旧の推進

- ・緊急時避難準備区域の解除等に当たり、まず第一に道路、河川、海岸、鉄道等のインフラ整備を急ぎ、避難住民の帰還へ向けて万全の体制を整えるべき。

(2) 被災者等の支援

- ・児童・生徒の被曝低減、サテライト校の充実、教育環境の整備・充実を図るとともに、芸術文化・スポーツの振興に取り組むべき。
- ・応急仮設住宅におけるコミュニティの再生・活性化を図るため、高齢者等サポート拠点及び絆づくり応援事業が有効に機能するよう連携を密にすべき。
- ・県外避難者の民間借上住宅については、全国において県内と同様の取扱いがなされるよう対応すべき。

(3) 放射性物質汚染による被害者支援

- ・肉用牛の放射性物質汚染に対しては、検査体制の確立、経営資金の確保等に万全を期し、農家の経営が成り立つような環境を整備すべき。
- ・除染を新たな産業ととらえ、技術者の育成及び雇用の創出に努めるべき。
- ・放射性物質を含んだ廃棄物の処理について、保管場所及び最終処分場の確保等に早急に取り組むべき。
- ・特定避難勧奨地点について、避難を希望する住民に対しては避難を支援するとともに、残る住民に対しては除染と健康対策を講ずべき。

(4) 原子力損害賠償

- ・速やかで確実な賠償事務が進められるよう、手続きの簡素化を求めるとともに、相談体制の充実などに県がリードして取り組むべき。

(5) その他

- ・警戒区域等における盗難防止等のため、警察官を常駐させるなど警備体制を強化すべき。

(6) 第6回委員会

- ・期 日：平成23年8月8日（月）
- ・議 事：(1) 福島県復興ビジョンについて（執行部説明）
(2) 復旧復興の今後の取組みについて（質疑）

<委員からの主な意見>

1 地震、津波災害の復旧及び被災者支援並びに原子力災害被災者等支援の推進について

(1) 災害復旧の推進

- ・集落移転、液状化対策等、被災地の再生に向けた取組みを加速させるべき。
- ・大災害への対策として、各省庁の分散化等を国に働きかけるべき。
- ・国会や公聴会の招致をはじめ、国際会議等の本県開催を求めることなどにより、本県の安全性を広くアピールすべき。

(2) 被災者等の支援

- ・児童・生徒の被曝低減、心のケア、サテライト校の統合等、教育環境の整備・充実に努めるべき。
- ・中小企業に対し、工場・店舗等再生支援事業補助金の継続的な支援を行うべき。

(3) 市町村の支援

- ・双葉郡の住民が一日でも早く帰還できるよう、応急仮設住宅の建設、除染のロードマップの提示等復興に向けたプロセスを早急に示すべき。

(4) 放射性物質による被害者支援

- ・除染について、技術者を育成する仕組みを構築するとともに、雇用の創出と結びつけた活動を推進すべき。
- ・放射線のモニタリング体制の充実・強化を図るとともに、調査結果の迅速かつ分かりやすい公表に努めるべき。
- ・国際的な英知を集めた放射線に関する専門機関、研究機関を設置すべき。

(5) 風評被害等による被害者支援

- ・徹底した検査体制の構築、新たな栽培方法の開発、市場の整備・充実等により、農林水産業に対する風評被害の払拭に努めるべき。

(6) 原子力損害賠償

- ・あまねく損害を賠償させる立場から、自主避難者を対象とするよう国に対して求めるとともに、相談体制の充実に努めるべき。
- ・被害者を救済するための特別法の制定を求めるべき。

2 復興ビジョンについて

- ・最も原子力災害の被害を受けた相双地域におけるインフラの整備、産業の集積、雇用の確保等について、復興計画に明確に盛り込むべき。
- ・再生可能エネルギーの開発や普及を推進するための施策を盛り込むべき。

(7) 第7回委員会

- ・期 日：平成23年10月18日（火）
- ・議 事：(1) 福島県復興計画について（執行部説明）
(2) 復旧復興対策全般について（質疑）

<委員からの主な意見>

1 地震、津波災害の復旧及び被災者支援並びに原子力災害被災者等支援の推進について

(1) 災害復旧の推進

- ・オフサイトセンターを従前の場所に戻すことが困難であれば、その周辺地域に置くべき。
- ・海岸等に仮置きされている災害廃棄物について、飛散防止等適切な管理を行うべき。

(2) 被災者等の支援

- ・被災集落の集団移転等に対する補助制度を拡充すべき。
- ・既存の事業所等の再生にも取り組むべき。
- ・災害公営住宅について、原子力災害による避難者も適用対象とすべき。
- ・県立医大による心のケア拠点整備の取組について、全県的に展開させるべき。

(3) 放射性物質汚染による被害者支援

- ・除染業務従事者を育成するなど除染を雇用に結びつける施策を講ずるとともに、除染業者の認証制度を設けるべき。
- ・県内の除染が確実に進められるよう除染の推進本部を設置するなど、推進体制をさらに強化すべき。
- ・過去の公害における汚染土壌の処理事例及び放射性廃棄物の処理基準を研究し、県が放射性物質に汚染された廃棄物等の処理に関する基準をつくって国に提案すべき。

(4) 原子力損害賠償

- ・賠償の基準等に関して東京電力に対して公開質問状を送るなど、賠償範囲の拡大を求めるべき。

2 復興計画について

- ・計画の実現に要する総予算を把握した上で、年度ごとの重点施策及び所要額を示すべき。
- ・常磐道の早期開通を目指すとともに、相双地域における主要道路の復旧工程を盛り込むべき。
- ・今後の危機管理に当たり、危機管理センターの設置並びに県警察本部庁舎の建設について、早急に結論をまとめるべき。
- ・学力向上推進支援事業に、県独自の学力テストの実施を盛り込むべき。
- ・青少年及び女性からの提言を広く取り入れる手法を検討すべき。
- ・本県の復興に関する特別法の制定及び復興財源の確保を強く国に求めるべき。
- ・放射線医学に関する拠点施設整備のスケジュール等を明確に示すべき。

(8) 第8回委員会

- ・期 日：平成23年10月19日（水）
- ・議 事：調査報告書（案）について（委員間協議）

3 復興計画への提言

復興計画の策定及びその後の推進に向けて、次のとおり提言するものである。

(1) 復興計画全般について

- 計画の進行管理の方法及びその状況を公開する仕組みを明確にすること。
- 地域別計画について具体化するとともに、年次計画を明確にすること。
- 復興基金の創設など国の支援により予算を確保すること。
- 県民一人ひとりの生活再建を基本とした計画とすること。

(2) 緊急的対応

① 応急的復興・生活再建支援・市町村の復興支援

- 被災者の立場に立った仮設住宅や公営住宅を初めとする住環境の整備を進めること。
- 市町村における権限拡充及び財源・人材の確保を図るとともに、市町村の復興に向けた取組を支援すること。
- 保健・福祉・医療サービスの提供体制の構築、特に避難区域の医療体制の再生を図ること。

(3) ふくしまの未来を見据えた対応

① 未来を担う子ども・若者の育成

- 学力向上対策、教職員体制、サテライト校、心のケア等、子どもの教育環境の充実を図ること。

② 地域のきずなの再生・発展

- 避難住民のふるさとへの帰還に向けたロードマップを示すとともに、受入体制を整備すること。
- 復興に向けて、観光交流の推進及び文化スポーツの振興に重点的に取り組むこと。

③ 新たな時代をリードする産業の創出

- 本県への国の機関の設置等による国と連携した産業創出を検討すること。
- 復興特区の活用や新たな産業に対応する人材の育成等、社会状況の変化に柔軟に対応した施策を講ずること。

④ 災害に強く、未来を拓く社会づくり

- 住居のあり方も含めた護岸等の津波対策や災害に強いエネルギー供給体制の整備等、防災・減災の観点から住民の立場に立ったまちづくりを進めること。
- JR常磐線の復旧について、早期開通を目指すことを明確にし、将来構想として複線化やミニ新幹線の導入を検討すること。
- 公共施設の耐震化を早急に進めること。

⑤ 再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり

- 再生可能エネルギーの導入推進による産業創出を図るとともに、ロードマップや雇用目標を明記すること。
- 各家庭が再生可能エネルギーを導入しやすい仕組みを講ずること。
- 水力発電等、既存の再生可能エネルギーのさらなる活用を図ること。

(4) 原子力災害対応

① 原子力災害の克服

- 除染を着実に進めるための実施計画及び推進体制を整備し、放射線の低減対策を進めるとともに、モニタリング体制等の充実を図ること。
- 放射性物質に汚染された廃棄物の中間貯蔵施設については、国における計画を含め、県としての方針を盛り込むべきである。
- 長期にわたる県民の健康管理に取り組むこと。
- 原子力損害賠償について、請求手続きの簡素化や随時仮払いを求めるとともに全面賠償に向けて取り組むこと。
- 原子力発電所のあり方について、県として考え方を盛り込むべきである。

IV 東日本大震災からの復旧復興に向けて

本委員会は、付託された事件「東日本大震災復旧復興対策及びこれに関連する事項」について8回にわたる委員会において、復旧復興に向けての現状及び取組状況、復興ビジョン等について県から説明を聴取し、各委員から県の対応を質すとともに、講ずべき施策等について意見を述べ、復興ビジョンに反映させるべき意見について、知事への申入れを行った。また、第8回委員会において、復興計画への提言を盛り込んだ調査報告書を取りまとめたところである。

復旧復興に向けては、被害を受けた県民一人ひとりの生活の再建が復興の基本であり、ふるさとに戻りたいという切なる思いに応えるとともに、一日も早く元どおりの生活が送れるよう、県・国・市町村はもとより、企業・民間団体・県民が連携を強化しながら、一丸となって取り組んでいかなければならない。

特に、インフラ整備等の災害復旧をはじめ、被災者の生活支援や市町村行政機能回復への支援、雇用対策、原子力災害対応としての放射線のモニタリングや除染をはじめとする低減対策、全県民を対象とした健康管理調査、汚染された廃棄物の管理・処分対策、そして農林水産業や商工・観光業における風評被害対策、原子力損害賠償問題に対する被害者への支援、さらに、再生可能エネルギーの推進等、山積する様々な課題に対して具体的な施策として迅速に取り組んでいく必要がある。

復旧復興に当たって国の支援は不可欠なものであり、特に原子力災害に関しては国が全面的に責任を持つべきものであることから、地域再生のための特別法の制定や財源措置等の必要性について強力に要請し、安全で安心な福島県の再生を一刻も早く実現させていかなければならない。

県においては、福島県復興ビジョンに基づき、具体的な施策を展開するための「福島県復興計画」の策定を進めているが、震災等による被害が甚大で、その影響は広範囲に及び、その対策も長期化することが見込まれることから、各被災地域の実態に応じ、実効性のある施策を着実に推進していくことが必要である。

本委員会は、今定例会をもって終結するが、県においては、被災された県民の救済と希望にあふれた新たな福島県の創造に向けて、復興計画への本委員会の提言及びこれまでの委員会審議における各委員の意見等を最大限に尊重し、諸施策に反映させるよう強く要請するものである。

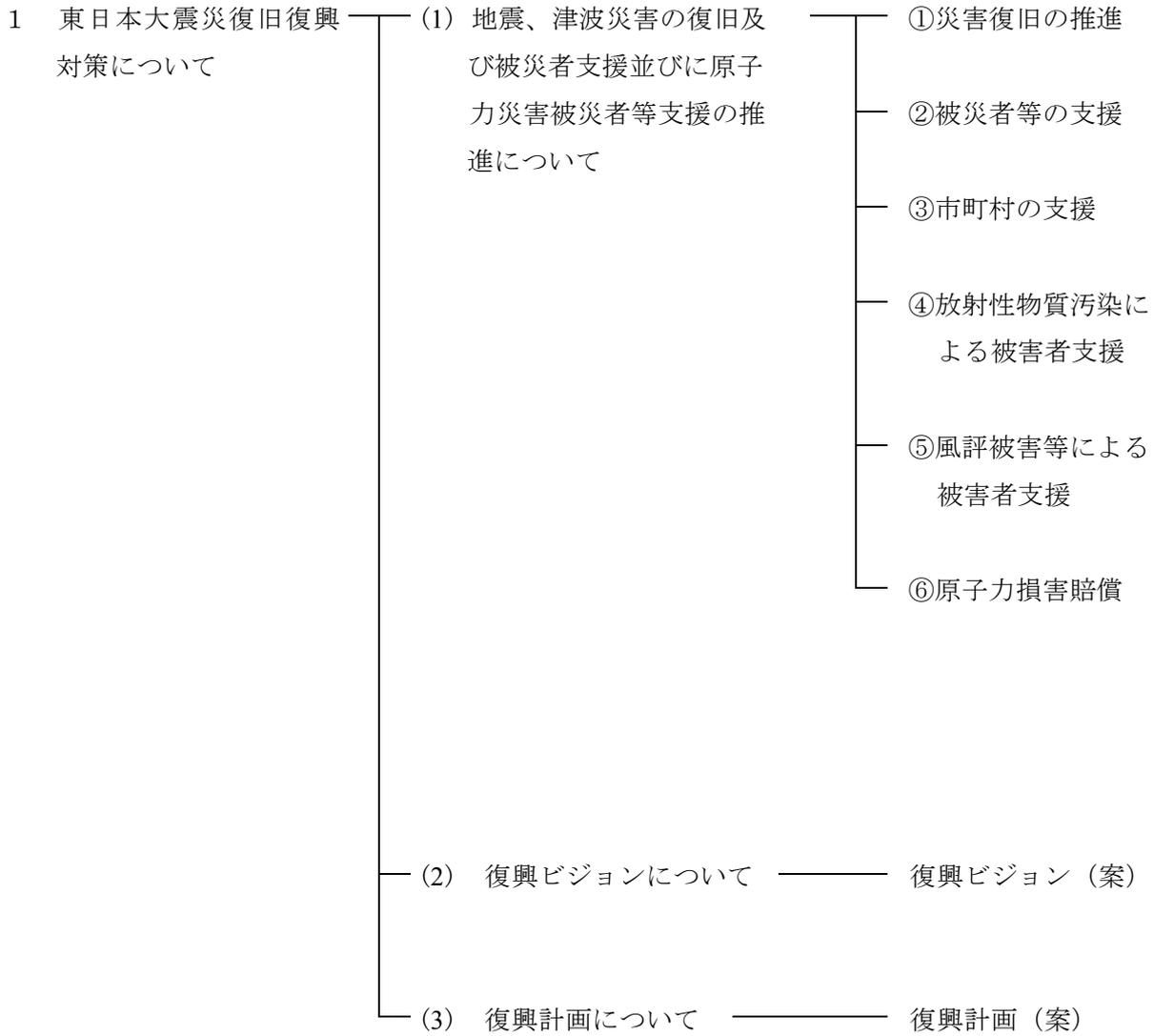
最後に、甚大な被害を受けた本県の復旧復興に取り組みながら、本委員会の調査に対応いただいた知事をはじめ県当局に対し感謝を申し上げ、本委員会の報告とする。

東日本大震災復旧復興対策特別委員会調査事項

【付議事件】

【調査事項】

【調査内容】



2 上記1に関連する事項

東日本大震災復旧復興対策特別委員会調査計画

回数	会期別	年 月	主 な 調 査 内 容	摘 要
1	5月臨時会	平成 23.5.19	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の設置 ・付議事件について ・設置期間について ・理事会の設置について 	継続調査 申出
2	会期外	平成 23.6・13	<ul style="list-style-type: none"> ・調査事項及び調査計画について ・調査事項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害復旧及び被災者等支援の状況について ○ 原子力災害被災者等の支援の状況について ○ 原子力損害賠償（指針等）の状況について ○ 復興ビジョンの検討状況について 	
3	会期外 6月定例会 開会前日	平成 23.6・22	<ul style="list-style-type: none"> ・調査事項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 復興ビジョンについて ・委員間協議 <ul style="list-style-type: none"> ○ 復興ビジョンへの意見等について 	
4	6月定例会	平成 23.7.6	<ul style="list-style-type: none"> ・委員間協議 <ul style="list-style-type: none"> ○ 復興ビジョンへの意見等について ○ 中間報告（案）について ・中間報告書の取りまとめ <ul style="list-style-type: none"> ○ 議長報告について ○ 知事申入れについて 	継続調査 申出
	(最終日)	平成 23.7.8	(議長報告・知事申入れ)	
5	会期外	平成 23.7.19	<ul style="list-style-type: none"> ・調査事項 <ul style="list-style-type: none"> ○ パブリックコメントに付した復興ビジョンの内容について ○ 復旧復興の現状について 	
6	会期外	平成 23.8.8	<ul style="list-style-type: none"> ・調査事項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 復興ビジョンについて ○ 復旧復興の今後の取り組みについて 	
7	9月定例会	平成 23.10.18	<ul style="list-style-type: none"> ・調査事項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 福島県復興計画について ○ 復旧復興対策全般について 	
8	9月定例会	平成 23.10.19	<ul style="list-style-type: none"> ・調査報告書案審議 ・委員会調査終結 ・調査報告書の取りまとめ <ul style="list-style-type: none"> ○ 議長報告について ○ 知事申入れについて 	
	(最終日)	平成 23.10.20	(議長報告・知事申入れ)	